

四 職工長、任年課所長、課長

按し、教員、候補者ニ就キ職

二、投票ニヨリ定メ度(熱)

四、八時間労働制ヲ実施セシメ度

但シ十時間分至倍セシメ度(熱包)

五、作業時間、時間以内、場合ニ十時

間分至倍セシメ度(熱、銃砲、火目)

六、公休日、日給金額(半額)至倍

セシメ度(銃、銃砲、包、目、岩、熱、包)

七、請負者、賃銀ヲ常備者ト均等

ヲ保シ、程度、改正セシメ度(銃、銃砲、包、目)

自治制ノ阻礙ト果シテ以テ互選ト  
スルニ見志ナレ。

莫大ニ經費ヲ要スルヲ以テ當分  
實施、見止ナレ。

提案トシテ最モ同情スルノ般事ナリト認  
ムルニ前項上同シク莫大ニ經費ヲ要スル國  
際上全歐改正セシメ見止少カラ。